

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成13年3月12日付け医薬発第188号)新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>第二 個別事項</p> <p>(一)～(三) (略)</p> <p>(四) 管理義務に関する事項</p> <p>1 使用の場所等の制限 (第三十条の十四)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) エックス線装置を特別の理由によりエックス線診療室を除く放射線診療室において使用することについて</p> <p>(略)</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(エ) 診療用放射性同位元素を投与した患者の核医学画像との重ね合わせのために、<u>CT撮影を行う場合又はエックス線装置のうち、CT装置であって、これに診療用放射性同位元素を用いる核医学撮像装置が付加され一体となったもの(以下「核医学-CT複合装置」という。)</u>によるCT撮影を行う場合。この場合においては、<u>診療用放射性同位元素使用室の構造設備の基準を満たすのみならず、エックス線診療室の構造設備の基準を満たすこと。また、防護衝立の使用、必要に応じた防護衣の着用等により、放射線診療従事者等の被ばく線量の低減に努めること。さらに、当該診療用放射性同位元素使用室の室内にCT装置等を操作する場所を設けないこと。ただし、診療上やむを得ない理由により近接での操作が必要な場合は、この限りでないこと。</u></p> <p>なお、同時に二人以上の患者の診療を行うことは認められないこと。</p> <p>(オ) <u>核医学画像を得ることを目的とせず、CT撮影画像のみを得るために、CT装置又は核医学-CT複合装置によるエックス線撮影(以下「CT単独撮影」という。)</u>を行う場合。この場合においては、<u>核医学診療に関する安全管理の責任者たる医師又は歯科医師が、CT単独撮影を行う診療用放射性同位元素使用室における安全管理の責任者となり、CT単独撮影を受ける患者等が、診療用放射性同位元素による不必要な被ばくを受けることのないよう、適切な放射線防護の体制を確立すること。また、診療用放射性同位元素使用室の構造設備の基準を満たすのみならず、エックス線診療室の構造設備の基準を満たすこと。防護衝立の使用、必要に応じた防</u></p>	<p>第二 個別事項</p> <p>(一)～(三) (略)</p> <p>(四) 管理義務に関する事項</p> <p>1 使用の場所等の制限 (第三十条の十四)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) エックス線装置を特別の理由によりエックス線診療室を除く放射線診療室において使用することについて</p> <p>(略)</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(エ) 診療用放射性同位元素を投与した患者の核医学画像との重ね合わせのために<u>CT撮影を行う場合。この場合において、前記撮影を行う室の画壁等は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようにしゃへいすることができるものとする。ただし、その外側が、人が通行し、又は滞在することのない場所である画壁等については、この限りでない。また、CT装置を操作する場所は、前記撮影を行う室の室外に設けられており、画壁等で区画された室であること。ここでいう「操作」とは、エックス線をばくしゃすることであること。</u></p> <p>なお、同時に二人以上の患者の診療を行うことは認められないこと。</p>

護衣の着用等により、放射線診療従事者等の被ばく線量の低減に努めること。さらに、当該診療用放射性同位元素使用室の室内にCT装置等を操作する場所を設けないこと。ただし、診療上やむを得ない理由により近接での操作が必要な場合は、この限りでないこと。

(略)

なお、同時に二人以上の患者の診療を行うことは認められないこと。

(略)